

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月27日提出
【計算期間】	第17特定期間(自 平成27年9月29日至 平成28年3月28日)
【ファンド名】	アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）
【発行者名】	ベアリング投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 浩己
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	青木 賢次
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
【電話番号】	03-3501-6027
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、アジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより信託財産の成長を図ることを目標として、積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式一般))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資され

るものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

- 1 主として、アジア製造業マザーファンド受益証券への投資を通じて、
アジア諸国・地域(日本を除く)の製造業に関連した銘柄に投資します。

主な投資対象業種の一例

-  半導体・半導体製造装置
-  テクノロジー・ハードウェア及び機器
-  素 材
-  資本財
-  自動車・自動車部品
-  耐久消費財

主な投資対象国・地域の一例



- これらは、主な投資対象業種、および主な投資対象国・地域の一例であり、常にこれら全てに投資するわけではありません。また、これら以外にも投資する場合があります。
- 投資対象業種、および投資対象国・地域は、運用状況により変動します。

- 2 個別銘柄の選定にあたっては、
成長性から見て株価が割安な銘柄に着目します。

- 3 実質組入外貨建資産については、
原則として為替ヘッジを行いません。

年4回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

- 4 ※決算日：毎年3月、6月、9月、12月の各27日
（休業日の場合は翌営業日）
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

- 5 マザーファンドの運用にあたっては、
ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)に
運用指図に関する権限を委託します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ベアリングについて

About Barings

日本における拠点: ベアリング投信投資顧問株式会社

1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。

■ 250年を超える豊かな経緯

ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティーで設立された1762年まで遡ることができます。

■ 日本との関係

日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。

※ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)・リミテッド(香港法人)及びベアリング投信投資顧問株式会社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。

■ 伝統と競争力

創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。



日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。
(ベアリング古文書資料館所蔵)

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者(受益者)の皆様からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

年4回決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ② 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

信託金限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

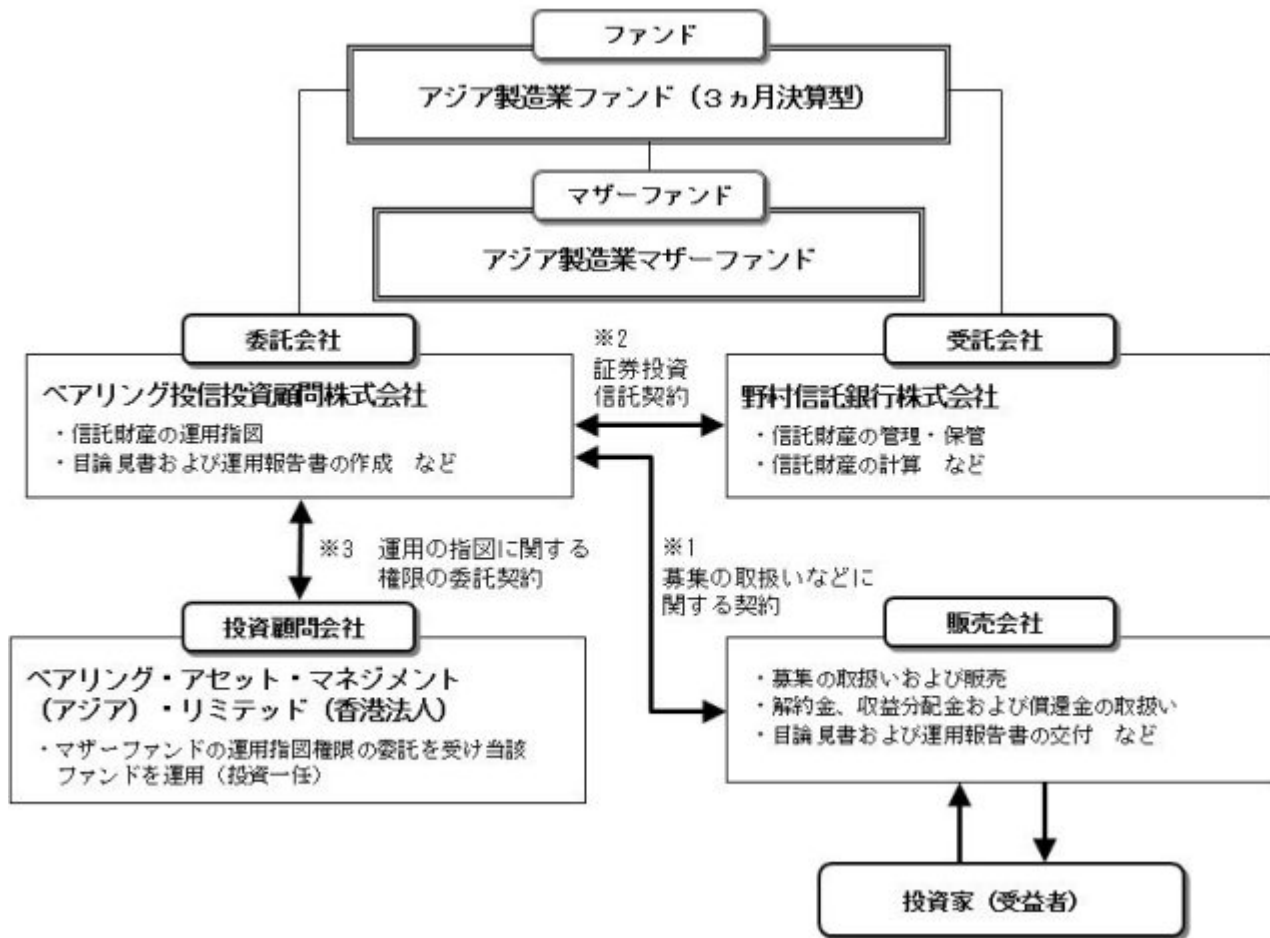
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年 9月 3日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものです。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成28年3月末現在）

- 1) 資本金
250百万円
- 2) 沿革
 - 昭和57年1月： ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所を開設
 - 昭和61年1月： 日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
 - 昭和62年2月： 関東財務局に投資顧問業者として登録
 - 昭和62年6月： 投資一任契約業認可取得
 - 平成7年1月： ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
 - 平成7年9月： ベアリング投信株式会社に商号を変更
 - 平成7年11月： 投資信託委託業認可取得
 - 平成11年4月： ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成19年9月： 投資助言・代理業、投資運用業登録

平成21年6月： 第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen's Road, Central, Hong Kong	5,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主としてマザーファンド受益証券に投資を行い、アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カントリーファンド等に投資することもあります。アジア製造業マザーファンド受益証券の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。

ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。

為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。

(2)【投資対象】

<アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）>

アジア製造業マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、アジア製造業マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
12. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で13.の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証券のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 の1.~5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<アジア製造業マザーファンド>

アジア諸国(日本を除く)の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。

また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR(預託証券)、カントリーファンド等に投資する事もあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条および第22条に定めるものに限り。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 外国の者に対する権利で13.の有価証券の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書および第7号の証券または証券のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記 の1.～5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とするマザーファンドの概要

<アジア製造業マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	アジア諸国（日本を除く）の株式への投資により信託財産の成長をはかる事を目標として、積極的な運用を行います。
主な投資対象	アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。 また、当該マーケットへの直接投資に代えて、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルグ等の海外で上場されている投資対象地域内の企業のDR（預託証券）、カントリーファンド等に投資する事もあります。

投資方針	<p>アジア諸国（日本を除く）の上場株式の中で製造業に関連した成長の期待できる銘柄を中心に投資することにより、積極的にキャピタルゲインの獲得を狙います。</p> <p>銘柄選択にあたっては、ボトムアップアプローチを基本とし、運用者が取捨選択を行い、割安でかつ成長性のある銘柄に投資します。株式の組入率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入率を引き下げることもあります。ただし、市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。</p> <p>運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p> <p>為替変動リスクに関しては、原則として外貨建て資産について円に対する為替ヘッジは行いません。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。</p> <p>外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	

委託会社	ベアリング投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

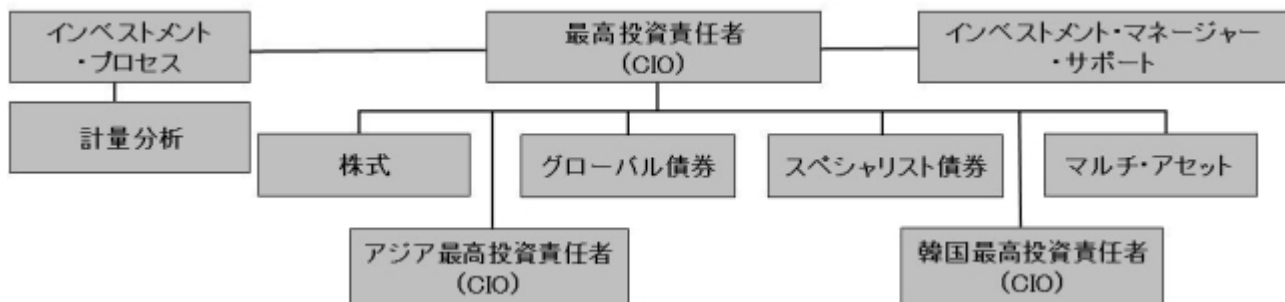
当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限を、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの香港拠点であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）に委託します。

委託会社はベアリング・アセット・マネジメント・グループ全体で運用を行うグローバルな運用体制を敷いています。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に行われる運用考査委員会に報告されます。

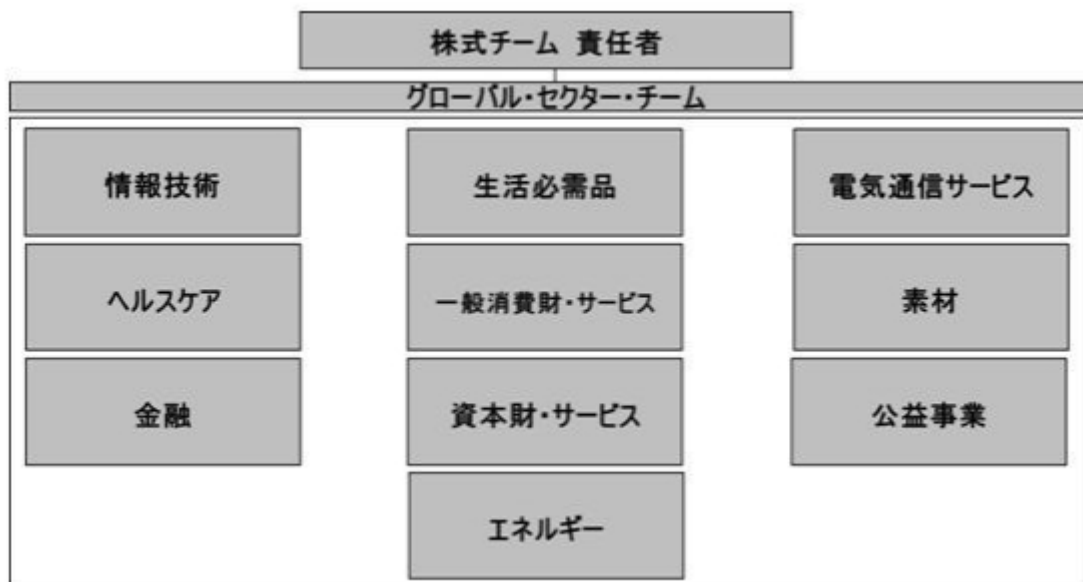
委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

<ベアリング・アセット・マネジメント・グループの運用組織>



各運用チームのメンバーは産業ごとに分かれたグローバル・セクター・チームを結成しており、各産業の動向をグローバルに調査・分析しています。

- ・香港を拠点とするアジア市場の専門家によるチーム運用
ファンド・マネージャーおよびアナリストが、専門とする国や地域ごとに銘柄の調査と分析を担当します。マザーファンドに組入れる銘柄は、チームの討議と検証を経て行われます。
- ・ベアリング・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制
製造業に属するアジアの企業は輸出型が多く、海外市場での売上動向や競合相手の分析が不可欠です。香港およびその他拠点の調査・運用力を結集したグローバル・セクター・チームは、グローバルな視点から同業種内の企業の比較・分析を横断的に実施しています。



上記の運用体制は、平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

<アジア製造業ファンド（3 ヶ月決算型）>

- 1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- 6) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 7) 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- 8) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次のイ)～へ)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のイ)～へ)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売り出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券

ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

イ) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。

イ) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

ロ) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ) 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取り組入有価

証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

- ロ) 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

10) スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち信託財産に属するとみなした額との総額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ)、ロ)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの純資産総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

13) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約

金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 前記1.の資金借入額は、次のイ)～ハ)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - イ)一部解約金の支払い資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内。
 - ハ)借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

3. 前記2.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- 14) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。
- 15) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<アジア製造業マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において純資産総額の20%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 6) 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- 7) 投資信託証券（金融商品取引所上場の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

8) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次のイ)～へ)に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次のイ)～へ)に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売り出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。））により取得可能な株券

ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし（以

下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

イ)先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ)先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

イ)先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

ロ)先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

イ)先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取り組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

ロ)先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

10) スワップ取引の運用指図

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担

保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ)、ロ)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- 13) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超える投資の指図をしません。
- 14) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、マザーファンドを通じてアジア諸国・地域（日本を除く）の上場株式など価格の変動する有価証券等に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります）ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

株式の価格変動リスク

当ファンドは株式等に投資しますので、当ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は発行企業の業績、所属国・地域および世界の政治・経済情勢、市場の需給を反映して変動します。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。このような場合には損失を被るリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼします。

信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行会社が業績悪化、経営不振、倒産等に陥った場合には、その影響を受けて当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

カントリー・リスク

当ファンドはアジア諸国・地域（日本を除く）の株式市場に投資を行うため以下のようなリスクが想定されます。

- ・当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・投資先がエマージング・マーケット（新興国市場）の場合、一般に先進国と比べて市場規模が小さいこと、また特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの高い変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、ならびにすでに受け付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

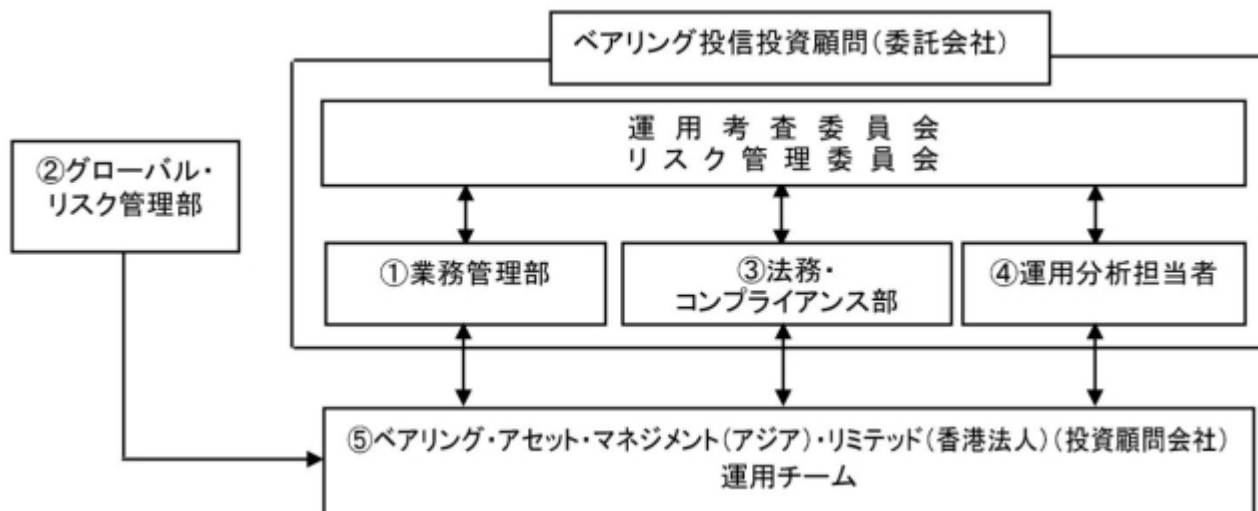
< 収益分配金に関する留意点 >

- ・収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みません。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（２）リスク管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。



業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）（投資顧問会社））

運用チームは上記、およびの報告、助言を受けて、必要に応じて、ポートフォリオの改善を行います。

上記体制は平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- ※当ファンドの年間騰落率は、2011年4月～2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、2011年4月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- ※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。
- ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2011年4月～2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株→東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株→MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株→MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債→NOMURA-BPI国債
 - 先進国債→シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債→JPモルガンガバメント・ボンドインデックス・エマージングマーケット・グローバルディバーシファイド(円ベース)
- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

○各指数について

- ・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・NOMURA-BPI国債
野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。
- ・JPモルガンガバメント・ボンドインデックス・エマージングマーケット・グローバルディバーシファイド(円ベース)
J.P. Morgan Securities LLCが開発し、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンガバメント・ボンドインデックス・エマージングマーケット・グローバルディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3%）が上限となっております。

- ・ 申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・ <分配金再投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.728%（税抜1.60%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分	1.60%	0.80%	0.70%	0.10%
50億円以上の部分		0.81%	0.70%	0.09%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社の報酬には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人））への運用報酬（年率0.3925%以内）が含まれています。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、3月および9月に到来する毎計算期間末の純資産総額に対し0.0025704%（税抜0.00238%）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、3月および9月に到来する毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、308,572円（税抜285,715円）に満たない場合は、308,572円（税抜285,715円）とします。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から

支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記以外の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みません。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した

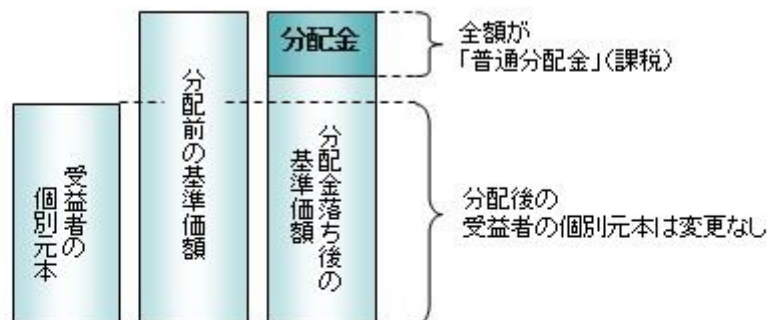
値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

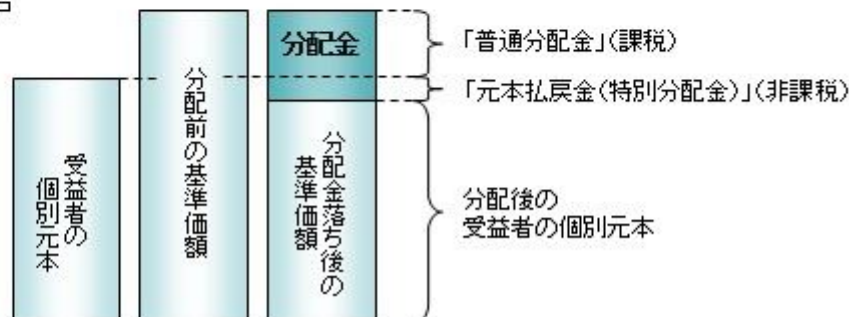
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)】

以下の運用状況は2016年3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	728,283,785	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		106,962	0.01
合計(純資産総額)		728,176,823	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	599,459,861	1.2025	720,907,119	1.2149	728,283,785	100.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2008年 3月27日)	4,222	4,222	0.7540	0.7540
第2特定期間末 (2008年 9月29日)	2,454	2,454	0.5720	0.5720
第3特定期間末 (2009年 3月27日)	1,748	1,748	0.4461	0.4461
第4特定期間末 (2009年 9月28日)	2,211	2,211	0.6014	0.6014
第5特定期間末 (2010年 3月29日)	2,269	2,269	0.6821	0.6821
第6特定期間末 (2010年 9月27日)	2,007	2,007	0.6545	0.6545
第7特定期間末 (2011年 3月28日)	1,949	1,949	0.7223	0.7223
第8特定期間末 (2011年 9月27日)	1,176	1,183	0.5074	0.5104
第9特定期間末 (2012年 3月27日)	1,389	1,395	0.6833	0.6863
第10特定期間末 (2012年 9月27日)	1,178	1,184	0.6172	0.6202
第11特定期間末 (2013年 3月27日)	1,426	1,431	0.7978	0.8008

第12特定期間末	(2013年 9月27日)	1,252	1,256	0.8129	0.8159
第13特定期間末	(2014年 3月27日)	1,091	1,095	0.8266	0.8296
第14特定期間末	(2014年 9月29日)	1,114	1,118	0.9345	0.9375
第15特定期間末	(2015年 3月27日)	1,107	1,118	1.0223	1.0323
第16特定期間末	(2015年 9月28日)	742	750	0.9151	0.9251
第17特定期間末	(2016年 3月28日)	718	726	0.9287	0.9387
	2015年 3月末日	1,126		1.0421	
	4月末日	1,182		1.1320	
	5月末日	1,152		1.1577	
	6月末日	1,012		1.1102	
	7月末日	874		1.0348	
	8月末日	779		0.9520	
	9月末日	737		0.9054	
	10月末日	799		0.9874	
	11月末日	807		1.0066	
	12月末日	782		0.9848	
	2016年 1月末日	747		0.9471	
	2月末日	699		0.8976	
	3月末日	728		0.9380	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2007年 9月 3日～2008年 3月27日	0.0000
第2特定期間	2008年 3月28日～2008年 9月29日	0.0000
第3特定期間	2008年 9月30日～2009年 3月27日	0.0000
第4特定期間	2009年 3月28日～2009年 9月28日	0.0000
第5特定期間	2009年 9月29日～2010年 3月29日	0.0000
第6特定期間	2010年 3月30日～2010年 9月27日	0.0000
第7特定期間	2010年 9月28日～2011年 3月28日	0.0000
第8特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月27日	0.0060
第9特定期間	2011年 9月28日～2012年 3月27日	0.0060
第10特定期間	2012年 3月28日～2012年 9月27日	0.0060
第11特定期間	2012年 9月28日～2013年 3月27日	0.0060
第12特定期間	2013年 3月28日～2013年 9月27日	0.0060
第13特定期間	2013年 9月28日～2014年 3月27日	0.0060
第14特定期間	2014年 3月28日～2014年 9月29日	0.0060
第15特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月27日	0.0130
第16特定期間	2015年 3月28日～2015年 9月28日	0.0200
第17特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	0.0200

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2007年 9月 3日～2008年 3月27日	24.60
第2特定期間	2008年 3月28日～2008年 9月29日	24.14
第3特定期間	2008年 9月30日～2009年 3月27日	22.01
第4特定期間	2009年 3月28日～2009年 9月28日	34.81
第5特定期間	2009年 9月29日～2010年 3月29日	13.42
第6特定期間	2010年 3月30日～2010年 9月27日	4.05
第7特定期間	2010年 9月28日～2011年 3月28日	10.36
第8特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月27日	28.92
第9特定期間	2011年 9月28日～2012年 3月27日	35.85
第10特定期間	2012年 3月28日～2012年 9月27日	8.80
第11特定期間	2012年 9月28日～2013年 3月27日	30.23
第12特定期間	2013年 3月28日～2013年 9月27日	2.64
第13特定期間	2013年 9月28日～2014年 3月27日	2.42
第14特定期間	2014年 3月28日～2014年 9月29日	13.78
第15特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月27日	10.79
第16特定期間	2015年 3月28日～2015年 9月28日	8.53
第17特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	3.67

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2007年 9月 3日～2008年 3月27日	6,477,275,620	877,146,252
第2特定期間	2008年 3月28日～2008年 9月29日	136,017,124	1,446,132,320
第3特定期間	2008年 9月30日～2009年 3月27日	10,229,139	380,100,775
第4特定期間	2009年 3月28日～2009年 9月28日	194,397,051	437,196,621
第5特定期間	2009年 9月29日～2010年 3月29日	740,781,789	1,091,051,347
第6特定期間	2010年 3月30日～2010年 9月27日	475,841,123	735,247,253
第7特定期間	2010年 9月28日～2011年 3月28日	376,100,567	745,441,154
第8特定期間	2011年 3月29日～2011年 9月27日	145,971,909	525,746,470
第9特定期間	2011年 9月28日～2012年 3月27日	80,615,146	365,620,451
第10特定期間	2012年 3月28日～2012年 9月27日	49,009,075	172,923,932
第11特定期間	2012年 9月28日～2013年 3月27日	265,411,033	387,151,965
第12特定期間	2013年 3月28日～2013年 9月27日	60,141,640	307,614,820
第13特定期間	2013年 9月28日～2014年 3月27日	57,652,660	277,959,686
第14特定期間	2014年 3月28日～2014年 9月29日	54,486,799	181,597,065

第15特定期間	2014年 9月30日～2015年 3月27日	23,422,400	133,427,731
第16特定期間	2015年 3月28日～2015年 9月28日	37,675,716	308,959,220
第17特定期間	2015年 9月29日～2016年 3月28日	12,546,482	50,210,181

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

アジア製造業マザーファンド

以下の運用状況は2016年 3月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	韓国	2,108,794,327	28.47
	台湾	1,606,604,390	21.69
	ケイマン	1,030,267,808	13.91
	タイ	859,650,688	11.61
	香港	495,055,989	6.68
	インドネシア	428,827,265	5.79
	フィリピン	214,959,991	2.90
	バミューダ	207,058,312	2.80
	ルクセンブルク	110,811,882	1.50
	小計	7,062,030,652	95.35
投資証券	アイルランド	238,416,068	3.22
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		105,653,446	1.43
合計(純資産総額)		7,406,100,166	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サービス	223,300	2,307.36	515,234,381	2,298.64	513,287,652	6.93
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半導体製造装置	699,000	551.42	385,442,580	563.63	393,980,865	5.32
韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	9,986	31,847.80	318,032,131	32,636.60	325,909,088	4.40
台湾	株式	TUNG THIH ELECTRONIC CO LTD	自動車・自動車部品	170,000	1,825.27	310,295,900	1,783.39	303,176,300	4.09
韓国	株式	SK INNOVATION CO LTD	エネルギー	16,455	15,923.90	262,027,775	16,762.00	275,818,710	3.72

韓国	株式	LG ELECTRONICS INC	耐久消費財・アパレル	43,684	6,063.90	264,895,408	6,192.08	270,494,823	3.65
韓国	株式	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	素材	7,562	33,425.39	252,762,874	34,460.69	260,591,813	3.52
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	耐久消費財・アパレル	585,000	451.15	263,926,553	443.16	259,251,525	3.50
タイ	株式	THAI OIL PCL-FRGN	エネルギー	1,143,800	213.60	244,315,680	220.80	252,551,040	3.41
タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PLC-FRGN	素材	1,229,900	188.80	232,205,120	195.20	240,076,480	3.24
台湾	株式	BON FAME CO LTD	耐久消費財・アパレル	414,000	568.87	235,512,180	579.34	239,846,760	3.24
アイルランド	投資証券	Baring China A-Share Fund Plc		137,751.85	1,696.96	233,759,504	1,730.76	238,416,068	3.22
インドネシア	株式	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	自動車・自動車部品	3,892,000	62.68	243,979,750	60.35	234,882,200	3.17
台湾	株式	LAND MARK OPTOELECTRONICS	半導体・半導体製造装置	130,000	1,877.62	244,090,600	1,800.84	234,109,200	3.16
タイ	株式	UNIQUE ENGINEERING & CO-FRGN	資本財	3,969,900	56.00	222,314,400	57.28	227,395,872	3.07
韓国	株式	KOREA ZINC CO LTD	素材	4,611	47,525.19	219,138,697	48,314.00	222,775,854	3.01
バミューダ	株式	CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	公益事業	188,000	1,081.03	203,234,016	1,101.37	207,058,312	2.80
韓国	株式	BIOSPACE CO LTD	ヘルスケア機器・サービス	42,841	4,751.34	203,552,580	4,713.07	201,913,060	2.73
ケイマン	株式	BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORPORATION LTD	素材	790,000	239.74	189,398,550	244.10	192,842,160	2.60
ケイマン	株式	REGINA MIRACLE INTERNATIONAL HOLDINGS	耐久消費財・アパレル	1,154,000	164.47	189,809,458	163.02	188,132,696	2.54
インドネシア	株式	WIJAYA KARYA PERSERO TBK PT	資本財	8,000,300	22.48	179,866,745	21.97	175,786,592	2.37
香港	株式	IMAX CHINA HOLDING INC	メディア	256,000	670.55	171,663,232	677.82	173,523,072	2.34
台湾	株式	HOTA INDUSTRIAL MANUFACTURING CO LTD	自動車・自動車部品	345,000	457.19	157,730,550	467.66	161,342,700	2.18
韓国	株式	AMOREPACIFIC GROUP	家庭用品・パーソナル用品	10,294	14,888.59	153,263,248	14,297.00	147,173,318	1.99
タイ	株式	BEAUTY COMMUNITY PCL (FOREIGN)	小売	8,155,800	17.44	142,237,152	17.12	139,627,296	1.89
台湾	株式	SCIVISION BIOTECH INC	ヘルスケア機器・サービス	647,000	211.84	137,062,421	214.98	139,094,648	1.88
ケイマン	株式	SILERGY CORP	半導体・半導体製造装置	90,000	1,441.37	129,723,300	1,511.17	136,005,300	1.84
台湾	株式	ECLAT TEXTILE CO LTD	耐久消費財・アパレル	93,585	1,448.34	135,543,834	1,443.11	135,053,917	1.82
韓国	株式	MEDY-TOX INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,975	42,861.35	127,512,526	43,354.41	128,979,399	1.74
フィリピン	株式	JOLLIBEE FOODS CORPORATION	消費者サービス	228,590	574.27	131,274,665	563.50	128,810,465	1.74

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	外国	エネルギー	7.13
		素材	18.00
		資本財	6.31
		自動車・自動車部品	9.44
		耐久消費財・アパレル	16.25
		消費者サービス	1.74
		メディア	2.34
		小売	1.89
		食品・飲料・タバコ	1.16
		家庭用品・パーソナル用品	1.99
		ヘルスケア機器・サービス	4.60
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.83
		ソフトウェア・サービス	6.93
		公益事業	2.80
半導体・半導体製造装置	11.94		
投資証券		3.22	
合計		98.57	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

基準価額・純資産総額の推移



基準日	2016年 3月31日
設定日	2007年 9月 3日

基準価額	9,380円
純資産総額	7.3億円

分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第29期	2015年 3月	100円
第30期	2015年 6月	100円
第31期	2015年 9月	100円
第32期	2015年12月	100円
第33期	2016年 3月	100円
直近1年間累計		400円
設定以来累計		950円

上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。

基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

<組入上位10銘柄> (マザーファンド)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	比率(%)
1	テンセント・ホールディングス	ケイマン	ソフトウェア・サービス	6.9
2	台湾セミコンダクター	台湾	半導体・半導体製造装置	5.3
3	LGケミカル	韓国	素材	4.4
4	同致電子集団	台湾	自動車・自動車部品	4.1
5	SKイノベーション	韓国	エネルギー	3.7
6	LGエレクトロニクス	韓国	耐久消費財・アパレル	3.7
7	ロッテケミカル	韓国	素材	3.5
8	創科実業	香港	耐久消費財・アパレル	3.5
9	タイ・オイル	タイ	エネルギー	3.4
10	PTTグローバルケミカル	タイ	素材	3.2

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

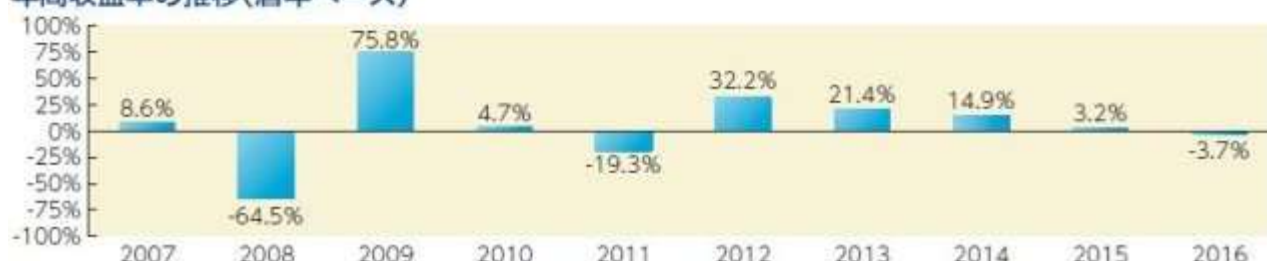
※国・地域名は発行地(法人登録国)ベース。

<業種別構成比率> (マザーファンド)

種類	業種	比率(%)
株式	1 素材	18.0
	2 耐久消費財・アパレル	16.3
	3 半導体・半導体製造装置	11.9
	4 自動車・自動車部品	9.4
	5 エネルギー	7.1
	6 ソフトウェア・サービス	6.9
	7 資本財	6.3
	8 ヘルスケア機器・サービス	4.6
	9 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.8
	10 その他	11.9
投資証券	—	3.2
現金等	—	1.4
合計		100.0

※比率はマザーファンドの対純資産総額。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2007年は設定日(9月3日)から年末までの収益率、2016年は3月31日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が香港証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (7) 申込単位
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部>

電話番号：03-3501-6381

受付時間：営業日の午前9:00から午後5:00まで

ホームページ：<http://www.barings.com/jp>

- (8) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が香港証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限
クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部>

電話番号：03-3501-6381

受付時間：営業日の午前9:00から午後5:00まで

ホームページ：<http://www.barings.com/jp>

(6) 手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

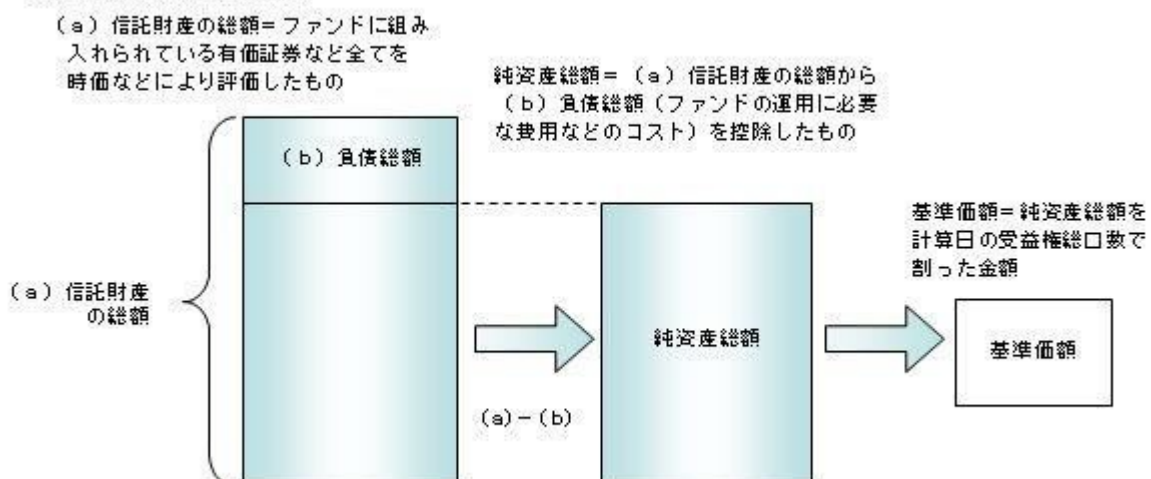
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価しま

す。

マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（平成19年 9月 3日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年3月28日から6月27日、6月28日から9月27日、9月28日から12月27日、12月28日から翌年3月27日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - 二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

 - ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会

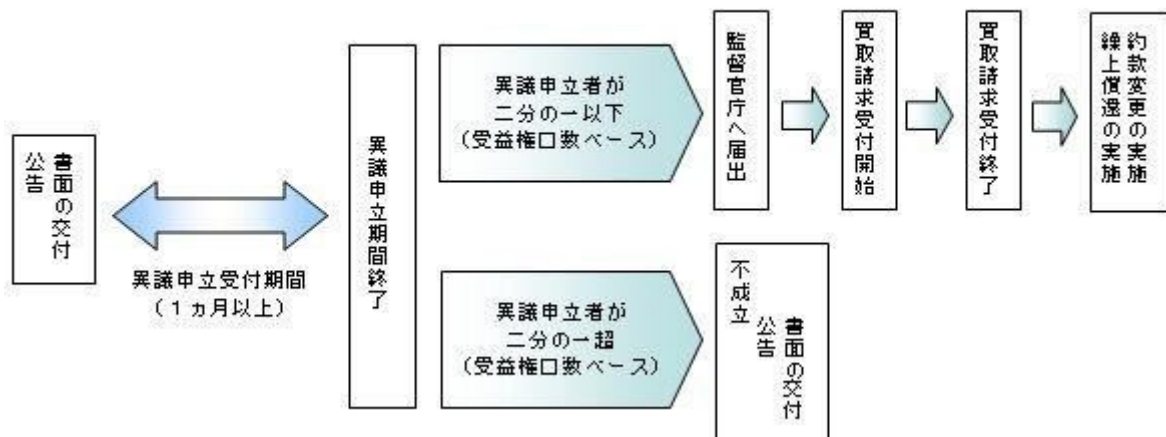
社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.bairings.com/jp>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第17特定期間（第32期から第33期まで（平成27年9月29日から平成28年3月28日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間（第32期から第33期まで（平成27年9月29日から平成28年3月28日まで））の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第16特定期間末 (第31期計算期間末) (平成27年9月28日現在)	第17特定期間末 (第33期計算期間末) (平成28年3月28日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	754,854,663	730,014,118
流動資産合計	754,854,663	730,014,118
資産合計	754,854,663	730,014,118
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,117,117	7,740,480
未払受託者報酬	227,956	194,062
未払委託者報酬	3,419,257	2,910,848
その他未払費用	308,572	308,572
流動負債合計	12,072,902	11,153,962
負債合計	12,072,902	11,153,962
純資産の部		
元本等		
元本	811,711,729	774,048,030
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	68,929,968	55,187,874
（分配準備積立金）	197,609,885	170,941,225
元本等合計	742,781,761	718,860,156
純資産合計	742,781,761	718,860,156
負債純資産合計	754,854,663	730,014,118

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第16特定期間 (第30期から第31期)		第17特定期間 (第32期から第33期)	
	自	平成27年3月28日 至 平成27年9月28日	自	平成27年9月29日 至 平成28年3月28日
営業収益				
有価証券売買等損益		39,660,659		34,704,299
営業収益合計		39,660,659		34,704,299
営業費用				
受託者報酬		543,662		406,844
委託者報酬		8,154,792		6,102,563
その他費用		308,572		308,572
営業費用合計		9,007,026		6,817,979
営業利益又は営業損失（ ）		48,667,685		27,886,320
経常利益又は経常損失（ ）		48,667,685		27,886,320
当期純利益又は当期純損失（ ）		48,667,685		27,886,320
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		11,421,536		411,167
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		24,189,798		68,929,968
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,706,296		2,519,400
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,519,400
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,706,296		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,466,402		598,350
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,466,402		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		598,350
分配金		17,270,439		15,654,109
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		68,929,968		55,187,874

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第17特定期間 (第32期から第33期) 自 平成27年 9月29日 至 平成28年 3月28日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる事項	計算期間の取り扱い	当特定期間は当期末が休日のため、平成27年 9月29日から平成28年 3月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第16特定期間末 (第31期計算期間末) 平成27年 9月28日現在		第17特定期間末 (第33期計算期間末) 平成28年 3月28日現在	
1. 受益権の総数	811,711,729口	1. 受益権の総数	774,048,030口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	68,929,968円	2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第55条の6第10号に規定する額	55,187,874円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9151円 (9,151円)	3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9287円 (9,287円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16特定期間 (第30期から第31期) 自 平成27年 3月28日 至 平成27年 9月28日		第17特定期間 (第32期から第33期) 自 平成27年 9月29日 至 平成28年 3月28日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 1,006,770円		1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 753,407円	
(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。		(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。	

2. 分配金の計算方法

当特定期間中の分配可能額及び分配金額
は以下のとおりです。

	分配可能額 (円)	分配金額 (円)
第30期 (自 平成27年 3月28日 至 平成27年 6月29日)	262,492,329	9,153,322
第31期 (自 平成27年 6月30日 至 平成27年 9月28日)	225,500,420	8,117,117
		17,270,439

当特定期間中の分配金の計算過程は以下
のとおりです。

第30期

(自 平成27年 3月28日
至 平成27年 6月29日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益
2,846,838円（1万口当たり31.10円）、経費控
除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益
104,049,402円（1万口当たり1,136.73円）、収益
調整金19,811,745円（1万口当たり216.44円）
及び分配準備積立金135,784,344円（1万口当
たり1,483.44円）を分配対象収益とし、委託会社
が基準価額等を勘案して、9,153,322円（1万
口当たり100.00円）を分配に充てることに決定いた
しました。

第31期

(自 平成27年 6月30日
至 平成27年 9月28日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益
826,259円（1万口当たり10.18円）、収益調整
金19,773,418円（1万口当たり243.60円）及び
分配準備積立金204,900,743円（1万口当たり2,524.30
円）を分配対象収益とし、委託会社が
基準価額等を勘案して、8,117,117円（1万口当
たり100.00円）を分配に充てることに決定いた
しました。

2. 分配金の計算方法

当特定期間中の分配可能額及び分配金額
は以下のとおりです。

	分配可能額 (円)	分配金額 (円)
第32期 (自 平成27年 9月29日 至 平成27年12月28日)	212,798,635	7,913,629
第33期 (自 平成27年12月29日 至 平成28年 3月28日)	200,424,704	7,740,480
		15,654,109

当特定期間中の分配金の計算過程は以下
のとおりです。

第32期

(自 平成27年 9月29日
至 平成27年12月28日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益
864,147円（1万口当たり10.92円）、経費控
除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益0円（1
万口当たり0円）、収益調整金20,833,755円
（1万口当たり263.26円）及び分配準備積立金
191,100,733円（1万口当たり2,414.83円）を
分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を
勘案して、7,913,629円（1万口当たり
100.00円）を分配に充てることに決定いた
しました。

第33期

(自 平成27年12月29日
至 平成28年 3月28日)

計算期間末に、経費控除後の配当等収益
17,509円（1万口当たり0.23円）、経費控
除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益0円（1
万口当たり0円）、収益調整金21,742,999円（1万口当
たり280.89円）及び分配準備積立金178,664,196円（1
万口当たり2,308.17円）を
分配対象収益とし、委託会社が基準価額等を
勘案して、7,740,480円（1万口当たり
100.00円）を分配に充てることに決定いた
しました。

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第17特定期間
（第32期から第33期）
自 平成27年 9月29日
至 平成28年 3月28日

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国株式及び投資証券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則及び投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第17特定期間末 (第33期計算期間末) 平成28年3月28日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第16特定期間（第30期から第31期（自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日））

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	162,031,870
合計	162,031,870

第17特定期間（第32期から第33期（自 平成27年9月29日 至 平成28年3月28日））

（単位：円）

種類	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	35,497,876
合計	35,497,876

（デリバティブ取引等に関する注記）

第16特定期間末（第31期計算期間末（平成27年9月28日現在））

該当事項はありません。

第17特定期間末（第33期計算期間末（平成28年3月28日現在））

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第17特定期間（第32期から第33期（自 平成27年9月29日 至 平成28年3月28日））

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第17特定期間（第32期から第33期（自 平成27年9月29日 至 平成28年3月28日））

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第16特定期間末 （第31期計算期間末） 平成27年9月28日現在	第17特定期間末 （第33期計算期間末） 平成28年3月28日現在
期首元本額		1,082,995,233円	811,711,729円
期中追加設定元本額		37,675,716円	12,546,482円
期中一部解約元本額		308,959,220円	50,210,181円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1. 株式

該当事項はありません。

2. 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	アジア製造業マザーファンド	606,979,395	730,014,118	
合計		606,979,395	730,014,118	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「アジア製造業マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの各特定期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び各特定期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア製造業マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	平成27年9月28日現在	平成28年3月28日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		4,918,810	204,957,667

金銭信託	9,815	342,164
コール・ローン	173,000,000	-
株式	7,145,252,332	6,891,480,475
投資証券	219,589,687	235,336,156
派生商品評価勘定	-	37,006
未収入金	77,185,582	84,062,735
未収配当金	3,029,826	34,452,892
未収利息	94	-
流動資産合計	7,622,986,146	7,450,669,095
資産合計	7,622,986,146	7,450,669,095
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	5,664	201,244
未払金	39,106,614	36,068,903
未払解約金	6,952,061	4,336,158
流動負債合計	46,064,339	40,606,305
負債合計	46,064,339	40,606,305
純資産の部		
元本等		
元本	6,585,937,150	6,161,426,120
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	990,984,657	1,248,636,670
元本等合計	7,576,921,807	7,410,062,790
純資産合計	7,576,921,807	7,410,062,790
負債純資産合計	7,622,986,146	7,450,669,095

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成27年 9月29日 至 平成28年 3月28日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 <p>原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額に基づいて時価評価しております。</p> <p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p> <p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき原則として、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p> <p>3. 収益及び費用の計上基準</p> <p>受取配当金の計上基準</p>

受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建取引等の処理基準

「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

(2) 資産・負債の状況は、計算期間末日の平成28年3月28日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年3月28日から翌年3月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成27年9月28日現在		平成28年3月28日現在	
1. 受益権の総数	6,585,937,150口	1. 受益権の総数	6,161,426,120口
2. 1口当たり純資産額	1.1505円	2. 1口当たり純資産額	1.2027円
(1万口当たり純資産額)	(11,505円)	(1万口当たり純資産額)	(12,027円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成27年9月29日 至 平成28年3月28日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用審査にかかるすべての権限および責任が付与された運用審査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月28日現在	
1.	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。</p>
2.	<p>時価の算定方法</p> <p>株式、投資証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定</p> <p>デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。</p> <p>金銭信託、未入金等の金銭債権及び未払金等の金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成27年3月28日 至 平成27年9月28日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	41,453,038
投資証券	31,180,408
合計	10,272,630

(自 平成27年 9月29日 至 平成28年 3月28日)

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	761,216,387
投資証券	937,594
合計	760,278,793

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首（平成27年 3月28日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(通貨関連)

(単位：円)

(平成27年 9月28日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市 以 場 外 取 引 取 引	為替予約取引				
	買建				
	韓国ウォン	39,106,613	-	39,106,613	0
	新台幣ドル	36	-	36	0
	売建				
	香港ドル	1,198,144	-	1,198,144	0
	新台幣ドル	1,028,016	-	1,033,680	5,664
	合計	-	-	-	5,664

(単位：円)

(平成28年 3月28日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市 以 場 外 取 引 取 引	為替予約取引				
	買建	36,007,226	-	36,044,232	37,006
	香港ドル	36,007,226	-	36,044,232	37,006

引 取 引	売建	83,803,992	-	84,005,236	201,244
	香港ドル	83,803,992	-	84,005,236	201,244
合計		119,811,218	-	120,049,468	164,238

(注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。
 - (1) 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。
 2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- * 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成27年 9月29日 至 平成28年 3月28日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成27年 9月29日 至 平成28年 3月28日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

各計算期間における元本額の変動

平成27年 9月28日現在		平成28年 3月28日現在	
期首元本額	7,325,460,535円	期首元本額	6,585,937,150円
期中追加設定元本額	292,111,583円	期中追加設定元本額	145,968,892円
期中一部解約元本額	1,031,634,968円	期中一部解約元本額	570,479,922円
期末元本額	6,585,937,150円	期末元本額	6,161,426,120円
元本の内訳*			
アジア製造業ファンド		アジア製造業ファンド	
	5,929,827,056円		5,554,446,725円
アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)		アジア製造業ファンド(3ヵ月決算型)	
	656,110,094円		606,979,395円

* 当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本であります。

附属明細表

第1．有価証券明細表

1．株式

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	香港ドル	BLOOMAGE BIOTECHNOLOGY CORPORATION LTD	790,000	16.50	13,035,000.00	
		REGINA MIRACLE INTERNATIONAL HOLDINGS	1,154,000	11.32	13,063,280.00	
		SAMSONITE INTERNATIONAL SA	292,200	25.75	7,524,150.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO	585,000	31.05	18,164,250.00	
		IMAX CHINA HOLDING INC	256,000	46.15	11,814,400.00	
		CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	608,000	7.15	4,347,200.00	
		TENCENT HOLDINGS LIMITED	223,300	158.80	35,460,040.00	
		CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE HOLDINGS	188,000	74.40	13,987,200.00	
小計	銘柄数：	8		117,395,520.00		
	組入時価比率：	23.2%		(1,716,322,502)	24.9%	
タイバーツ		THAI OIL PCL-FRGN	1,143,800	66.75	76,348,650.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PLC-FRGN	1,229,900	59.00	72,564,100.00	
		UNIQUE ENGINEERING & CO-FRGN	3,969,900	17.50	69,473,250.00	
		BEAUTY COMMUNITY PCL (FOREIGN)	8,155,800	5.45	44,449,110.00	
小計	銘柄数：	4		262,835,110.00		
	組入時価比率：	11.4%		(843,700,703)	12.2%	
フィリピン ペソ		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	228,590	234.40	53,581,496.00	
		UNIVERSAL ROBINA CORP	164,160	211.00	34,637,760.00	
小計	銘柄数：	2		88,219,256.00		
	組入時価比率：	2.9%		(216,137,177)	3.1%	
インドネシ アルピア		WIJAYA KARYA PERSERO TBK PT	8,000,300	2,645.00	21,160,793,500.00	
		ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	3,892,000	7,375.00	28,703,500,000.00	
小計	銘柄数：	2		49,864,293,500.00		
				(428,832,924)		

		組入時価比率：	5.8%		6.2%
韓国ウォン	SK INNOVATION CO LTD		16,455	161,500.00	2,657,482,500.00
	DUK SAN NEOLUX CO LTD		30,674	30,150.00	924,821,100.00
	KOREA ZINC CO LTD		4,611	482,000.00	2,222,502,000.00
	LG CHEM LTD		9,986	323,000.00	3,225,478,000.00
	LOTTE CHEMICAL CORPORATION		7,562	339,000.00	2,563,518,000.00
	KOREA AEROSPACE INDUSTRIES L		9,979	66,900.00	667,595,100.00
	LG ELECTRONICS INC		43,684	61,500.00	2,686,566,000.00
	AMOREPACIFIC GROUP		10,294	151,000.00	1,554,394,000.00
	BIOSPACE CO LTD		38,173	48,100.00	1,836,121,300.00
	MEDY-TOX INC		1,619	428,800.00	694,227,200.00
	ADVANCED PROCESS SYSTEMS COR		64,529	18,350.00	1,184,107,150.00
	小計	銘柄数：		11	
	組入時価比率：		26.5%		28.6%
新台湾ドル	HOTA INDUSTRIAL MANUFACTURING CO LTD		345,000	131.00	45,195,000.00
	TUNG THIH ELECTRONIC CO LTD		170,000	523.00	88,910,000.00
	BON FAME CO LTD		414,000	163.00	67,482,000.00
	ECLAT TEXTILE CO LTD		93,585	415.00	38,837,775.00
	SCIVISION BIOTECH INC		647,000	60.70	39,272,900.00
	LAND MARK OPTOELECTRONICS		130,000	538.00	69,940,000.00
	SILERGY CORP		90,000	413.00	37,170,000.00
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC		699,000	158.00	110,442,000.00
小計	銘柄数：		8		497,249,675.00 (1,725,456,372)
	組入時価比率：		23.3%		25.0%
合計					6,891,480,475 (6,891,480,475)

2. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Baring China A-Share Fund Plc Class X USD Acc	137,751.859	2,074,542.99	
	小計	銘柄数：	1	2,074,542.99	

		組入時価比率：	3.2%	(235,336,156)	100.0%
	合計			235,336,156	(235,336,156)

(注) 1. 通貨種類毎の小計の()内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港ドル	株式 8銘柄	23.2%		24.1%
タイバーツ	株式 4銘柄	11.4%		11.8%
フィリピンペソ	株式 2銘柄	2.9%		3.0%
インドネシアルピア	株式 2銘柄	5.8%		6.0%
韓国ウォン	株式 11銘柄	26.5%		27.6%
新台湾ドル	株式 8銘柄	23.3%		24.2%
米ドル	投資証券 1銘柄		3.2%	3.3%

(注) 組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

(注) 合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

第2. 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しており、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 3月31日現在です。

【アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）】

【純資産額計算書】

資産総額	729,084,371円
負債総額	907,548円
純資産総額（ - ）	728,176,823円
発行済口数	776,320,227口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9380円

（参考）

アジア製造業マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	7,509,907,294円
負債総額	103,807,128円
純資産総額（ - ）	7,406,100,166円
発行済口数	6,096,307,166口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2149円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとしします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとしします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとしします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとしします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

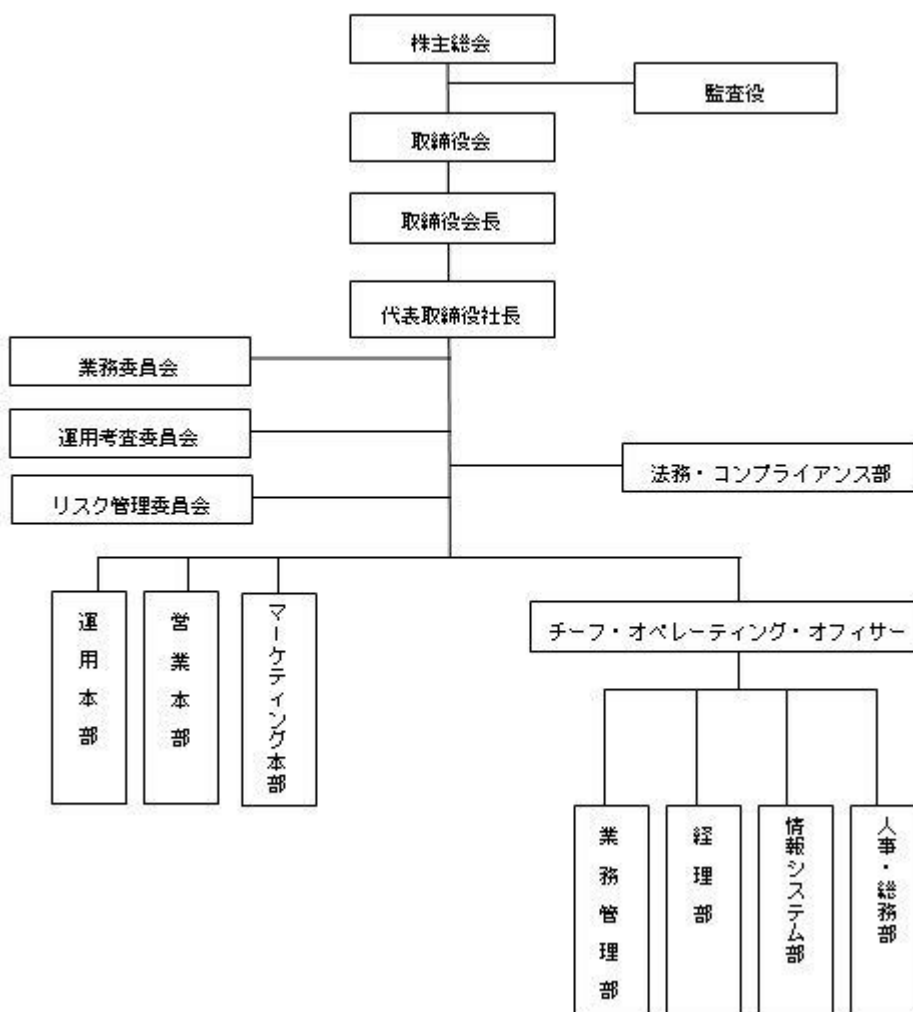
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成28年3月末現在の委託会社の資本金の額：	250,000,000円
発行可能株式総数：	12,000株
発行済株式総数：	5,000株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

会社の組織図



経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとし、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期

は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

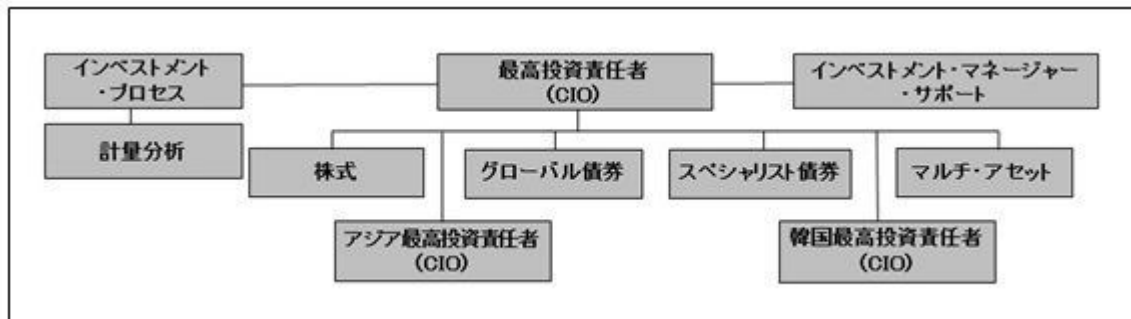
取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

運用の基本プロセス

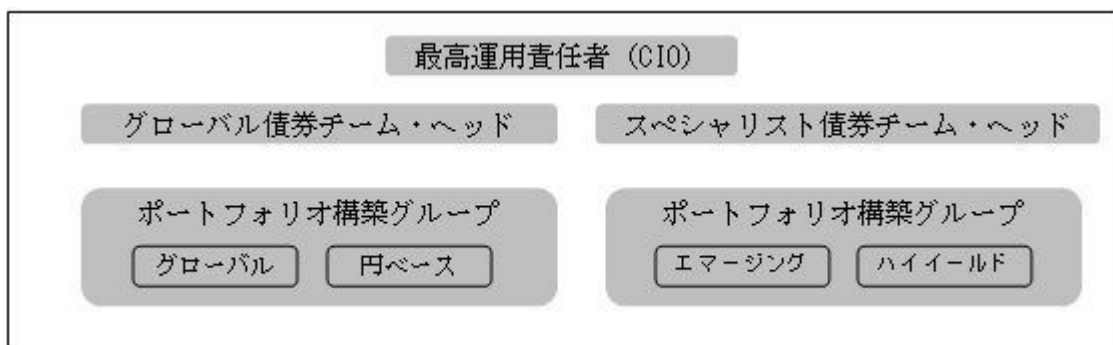
当社は、アジア(除く、日本)株式以外の世界の債券・株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、香港のベアリング・アセット・マネジメント・アジア・リミテッド(香港法人)に、運用指図に関する権限の一部を委託(以下、「運用の外部委託先」)します。

当社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、以下の通りグローバルな運用体制を敷いています。



運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

債券（通貨を含む）運用体制



意思決定プロセスの概要

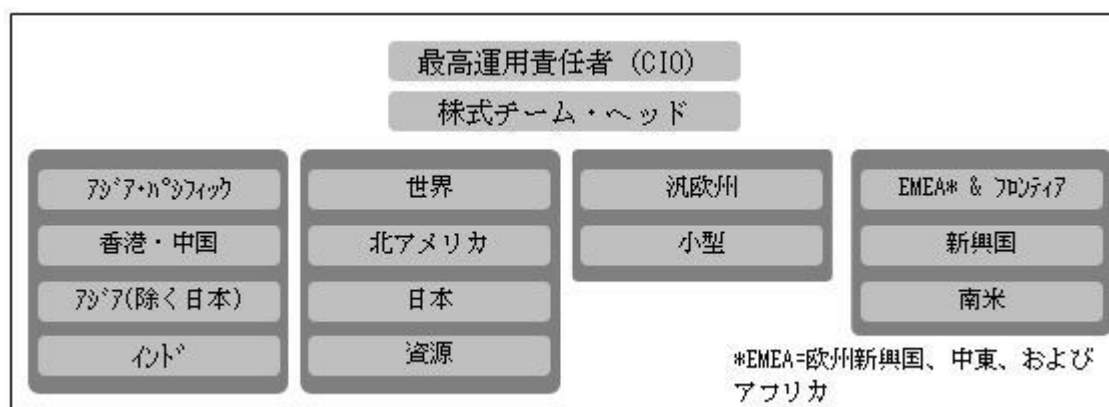
調査：ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによ

る綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

投資戦略の決定：各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築：モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

株式の運用体制



成長見通しが株価に反映されていない銘柄を探し出し、所定のリスクに対して最も高いリターンをもたらす可能性のある銘柄を選択します。ここではベスト・アイデア（推奨銘柄）による確信度の高いポートフォリオとして表現される銘柄選択能力が極めて重要になります。

「成長性から見て株価が割安な銘柄」（Growth at a Reasonable Price、GARP）を投資哲学としています。企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない成長機会を発掘するには、今後3年から5年で高い利益成長を達成する可能性が高いクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。

投資プロセスの概要

投資アイデアの創出	・幅広い分野に広がるベアリングの投資プロフェッショナルによる確信度の高い投資アイデアの創出
企業調査	・市場により認識されていない今後3年から5年の成長性の探究
ポートフォリオの構築	・Quality(高い質)、Growth(高い成長)、Upside(株価上昇期待) ・高い確信度、高いアクティブ・シェア ・総合的なリスク分析
ポートフォリオのモニタリング	・我々の投資哲学および投資プロセスと一貫性が保たれていることを確認するための継続的なモニタリング

企業調査のフレームワーク

社内共通のフレームワークで調査対象銘柄のスコアリングを行い、投資銘柄の選定やモニタリングを実施します。

クオリティ(Quality) 安定的な 業績が持続可能	成長性(Growth) 長期的な アウトパフォーマンスが可能	上昇余地(Upside) 規律ある 利益割引アプローチにより測定
<ul style="list-style-type: none"> ● ビジネス <ul style="list-style-type: none"> - 競争力 - 効率性 - 安定性 ● 経営陣 <ul style="list-style-type: none"> - 高い経営能力 - コミットメント - 株主価値の最大化 ● 財務体質 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去 3 年間の利益成長 ● 今後 12 ヶ月間の利益成長 ● 今後 5 年間の利益成長予想 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後 5 年間の予想利益の現在価値 ● 12 ヶ月先予想 PER <ul style="list-style-type: none"> - 過去との比較 - セクターとの比較 - 競合他社との比較 ● ROEに対するPBRの水準、資本コスト
Quality(1 から 5 のスコア)	Growth(1 から 5 のスコア)	Upside(1 から 5 のスコア)

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

上記の運用体制等は平成28年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。
- ・平成28年3月末現在、委託会社は、合計で21本（純資産総額2,521億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	21	252,071,879,493
合計	21	252,071,879,493

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		422,094		410,992
前払費用		20,119		15,496
未収委託者報酬		200,386		198,010
未収運用受託報酬		130,778		123,678
未収収益	* 1	15,668	* 1	8,444
繰延税金資産		52,514		45,918
その他の流動資産		2,921		1,748
流動資産合計		844,484		804,289
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	* 2	36,212	* 2	36,538
有形固定資産合計		36,212		36,538
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		32,027		24,658
無形固定資産合計		33,877		26,508
投資その他の資産				
長期差入保証金		53,353		54,532
長期前払費用		5		-
預託金		1,500		1,800
繰延税金資産		56,458		43,218
投資その他の資産合計		111,317		99,550
固定資産合計		181,407		162,597
資産合計		1,025,891		966,886

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)	
負債の部				
流動負債				
預り金		4,635		6,254
未払手数料	* 1	140,027	* 1	140,444

未払委託調査費	* 1	19,920	* 1	18,946
その他未払金		59,089		41,504
リース債務		1,384		1,411
未払費用		23,875		32,908
賞与引当金		116,008		97,900
未払法人税等		3,215		20,276
未払消費税等		30,337		18,742
その他の流動負債		5		10
流動負債合計		398,498		378,399
固定負債				
リース債務		1,730		4,234
退職給付引当金		147,397		126,267
役員退職慰労引当金		793		2,004
固定負債合計		149,921		132,505
負債合計		548,420		510,904
純資産の部				
株主資本				
資本金		250,000		250,000
利益剰余金				
利益準備金		28,587		38,587
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		198,883		167,393
利益剰余金合計		227,471		205,981
株主資本合計		477,471		455,981
純資産合計		477,471		455,981
負債・純資産合計		1,025,891		966,886

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,029,302	1,927,671
運用受託報酬	398,776	393,576
その他営業収益	* 1 76,983	* 1 54,023
営業収益合計	2,505,062	2,375,272
営業費用		

支払手数料	* 1	1,214,549	* 1	1,158,132
広告宣伝費		29,222		44,450
公告費		3,191		-
調査費		88,990		85,096
委託調査費	* 1	74,635	* 1	77,136
委託計算費		83,645		79,640
通信費		5,051		5,188
印刷費		23,004		27,663
協会費		2,750		2,355
営業費用合計		1,525,041		1,479,665
一般管理費				
役員報酬		26,848		42,195
給料・手当		238,431		227,085
賞与		113,452		101,901
交際費		3,189		3,978
旅費交通費		30,189		28,576
福利厚生費		44,587		42,571
人材募集費		23,100		17,179
業務関連委託費用		92,365		107,231
器具備品費		8,948		1,424
租税公課		3,915		3,687
不動産賃借料		70,907		74,110
固定資産減価償却費		16,860		19,975
退職給付費用		18,579		17,012
役員退職慰労引当金繰入額		1,627		1,211
諸経費		41,266		44,667
一般管理費合計		734,269		732,808
営業利益		245,751		162,798
営業外収益				
為替差益		1,756		-
受取利息		32		32
賞与引当金戻入額		10,040		-
法人税等還付加算金		1		2
雑収入		399		1,360
営業外収益合計		12,230		1,395
営業外費用				
為替差損		-		498
その他		-		24

営業外費用合計	-	523
経常利益	257,981	163,670
特別損失		
特別退職金支出額	9,409	3,530
固定資産除却損	- * 2	46
特別損失合計	9,409	3,577
税引前当期純利益	248,572	160,092
法人税、住民税及び事業税	97,241	61,746
法人税等調整額	8,361	19,835
法人税等合計	105,603	81,582
当期純利益	142,968	78,510

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	18,587	165,914	184,502	434,502	434,502
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
当期純利益	-	-	142,968	142,968	142,968	142,968
当期変動額合計	-	10,000	32,968	42,968	42,968	42,968
当期末残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	250,000	28,587	198,883	227,471	477,471	477,471
当期変動額						
剰余金の配当	-	10,000	110,000	100,000	100,000	100,000
当期純利益	-	-	78,510	78,510	78,510	78,510
当期変動額合計	-	10,000	31,489	21,489	21,489	21,489
当期末残高	250,000	38,587	167,393	205,981	455,981	455,981

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
未収収益	13,910 千円	7,231 千円
未払手数料	60,903	56,712
未払委託調査費	19,920	18,933

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
器具備品	157,255 千円	153,261 千円

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月 1日 至 平成27年12月31日)
その他営業収益	70,524 千円	47,217 千円
支払手数料	253,706	238,933
委託調査費	74,629	77,123

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成26年1月 1日 至平成26年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成25年 12月31日	平成26年 4月30日

当事業年度（自平成27年1月 1日 至平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成26年 12月31日	平成27年 4月30日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
1年以内	53,128	53,128
1年超	177,096	17,709
合計	230,224	70,838

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(平成26年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	422,094	422,094	-
(2)未収委託者報酬	200,386	200,386	-
(3)未収運用受託報酬	130,778	130,778	-
(4)未収収益	15,668	15,668	-
(5)長期差入保証金	53,353	53,353	-
資産計	822,281	822,281	-
(1)未払手数料	140,027	140,027	-
(2)未払委託調査費	19,920	19,920	-
負債計	159,947	159,947	-

当事業年度(平成27年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	410,992	410,992	-
(2)未収委託者報酬	198,010	198,010	-
(3)未収運用受託報酬	123,678	123,678	-
(4)未収収益	8,444	8,444	-
(5)長期差入保証金	54,532	54,532	-
資産計	795,657	795,657	-
(1)未払手数料	140,444	140,444	-
(2)未払委託調査費	18,946	18,946	-
負債計	159,391	159,391	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料(2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成26年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	422,094	-	-	-
未収委託者報酬	200,386	-	-	-
未収運用受託報酬	130,778	-	-	-
未収収益	15,668	-	-	-
長期差入保証金	-	53,353	-	-
合計	768,928	53,353	-	-

当事業年度(平成27年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	410,992	-	-	-
未収委託者報酬	198,010	-	-	-
未収運用受託報酬	123,678	-	-	-
未収収益	8,444	-	-	-
長期差入保証金	-	54,532	-	-
合計	741,125	54,532	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
退職給付債務(千円)	147,397	126,267
退職給付引当金(千円)	147,397	126,267

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
退職給付費用(千円)	18,579	17,012

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
流動の部		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	2,197 千円	1,029 千円
未払事業税	462	1,591
未払費用否認	8,509	10,892
賞与引当金	41,345	32,405
繰延税金資産小計	52,514 千円	45,918 千円
固定の部		
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	52,532 千円	40,834 千円
役員退職慰労引当金	282	663
ソフトウェア	3,925	2,383
繰延税金資産小計	56,740	43,881
評価性引当額	282	663
繰延税金資産合計	56,458 千円	43,218 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	38.01 %	35.64 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.63	10.12
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.92	4.96

評価性引当金計上	2.88	0.24
その他	1.19	0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.48 %	50.96 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,933千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)及び当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,029,302	398,776	76,983	2,505,062

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,428,078	70,524	6,458	2,505,062

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成27年1月 1日 至平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,927,671	393,576	54,023	2,375,272

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,321,248	47,217	6,806	2,375,272

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成26年1月 1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-----------	------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	70,524	未収収益	13,910
						運用委託契約	*2運用委託	253,706	未払手数料	60,903
								74,629	未払委託調査費	19,920

当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	47,217	未収収益	7,231
							運用委託契約	*2運用委託	238,933	未払手数料	56,712
								77,123	未払委託調査費	18,933	

(2) 兄弟会社等

前事業年度(自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,458	未収収益	1,758
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,878	未払手数料	4,512
							事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	5	未払委託調査費	-
								8,615	その他未払金	2,801	
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	30,109	その他未払金	7,550

当事業年度(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	6,806	未収収益	1,212
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	17,580	未払手数料	3,996
							事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	13	未払委託調査費	13
								11,336	その他未払金	2,714	
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	23,468	その他未払金	5,508

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

* (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。

* (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

* (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

* (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd.（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	95,494.23円	91,196.27円
1株当たり当期純利益金額	28,593.77円	15,702.03円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年1月1日 至平成26年12月31日)	当事業年度 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)
当期純利益金額(千円)	142,968	78,510
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	142,968	78,510
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社S B I証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
極東証券株式会社	5,251百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,007百万円	
豊証券株式会社	2,540百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社筑波銀行	48,868百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
ベアリング・アセット・マネジメント (アジア)・リミテッド(香港法人)	799,963,640香港ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

ファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ない

ます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）・リミテッド（香港法人）は、委託会社の親会社であるベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッドの子会社です。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年10月13日	臨時報告書
平成27年12月24日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年12月24日	有価証券報告書
平成28年 1月13日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年3月14日

ベアリング投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 竹内 知 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）」の平成27年9月29日から平成28年3月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「アジア製造業ファンド（3ヵ月決算型）」の平成28年3月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。